

障がいをもっと理解するために

〈障がい者の範囲に、難病の方も加わりました〉

視覚障がい

全く見えない方と見えにくい方がいます。白杖など、一見して分かる方もいますが、外見では分からない方もいます。

聴覚障がい

全く聞こえない方とわずかに聞こえる方など、聞こえの状況はさまざまで、話し方や外見では分かりにくいことから、誤解されることがあります。

肢体不自由

上肢や下肢の機能の一部や全部に障がいがあるため、姿勢保持が困難な方や脳性まひの方などがいます。

内部障がい

内臓機能の障がいのため、疲れやすいなどの症状があり、外見からは分かりにくいことが多く、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう、または直腸機能障がいなどがあります。

精神障がい

統合失調症、うつ病、てんかんなどのさまざまな疾患により、日常生活や社会生活のしにくさを抱えています。

知的障がい

知的機能の障がいがおおむね18歳までに現れ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な支援を必要とする方です。

発達障がい

自閉症、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなど、脳機能の発達に関係する障がいで、社会的な適応の難しさを抱えている方もいます。

難病

原因不明で、治療が極めて困難で、後遺症を残す恐れが少ないことや、経過が慢性にわたり、生活面に長期に支障をきたす方もいます。



障がいのある人に関わるマークを理解しましょう

下記のマークを施設などで見かけた場合は、障がい者の方への配慮について、ご理解とご協力をお願いします。



障がい者のための国際シンボルマーク
このマークは、「すべての障がい者を対象」としたものです。



耳マーク
聞こえが不自由なことを表す国内で使用されているマークです。



視覚障がい者のための国際シンボルマーク



オストメイトマーク
人工肛門・人工ぼうこうを使用している方（オストメイト）の設備があることを示すマークです。



ハート・プラスマーク
内部障がいのある方を表すマークです。



聴覚障がい者標識
聴覚障がい、運転免許を取得した方の車に表示するマークです。マークの表示は義務となっています。

障がい者等関係団体からご意見を頂きました

市では、障害者差別解消法の施行に向けて、障がい者等の関係団体の皆さんからご意見を頂きました。

その中で、「外見では分かりにくい障がいや病気は、周りから理解されず、誤解されやすい」などの意見が出されました。頂いたご意見は、釧路市職員対応要領「障がいのある方へのは〜とふるサポートブック※」に反映し、より良い対応ができるように取り組んでまいります。

※「障がいのある方へのは〜とふるサポートブック」は市ホームページでご覧になれます。

